

徳島県告示第三百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和六年七月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
2 6 5	腕山花ノ内	三好市井川町吉ノ木二七 一七番一五四地先から 同 二七 一七番一一〇地先まで	旧	三・〇〇五・五	一三〇・〇
		三好市井川町西鳥越二二 四一番三地先から 同 吉ノ木二七 一七番一一〇地先まで	新	五・八〇一五・二	一三〇・〇